

総合自治会館跡地等の活用に関する取組について（まちづくり局所管事業）

1. 事業概要

本事業は、小杉町3丁目東地区再開発事業により建設される建物に川崎市総合自治会館が令和2年7月以降に移転することに伴い、移転後の旧総合自治会館の建物、土地及び中原消防署跡地の一部等について、周辺地域の抱える課題や地域ニーズ等への対応を図りながら有効活用を図るものです。

活用に向けては、地域の要望等やサウンディング調査の結果を踏まえ、周辺地域の抱える課題や地域ニーズ等への対応を図りながら有効に活用することを目的に令和2年2月に「総合自治会館跡地等の活用に係る土地利用方針」を策定しました。

方針においては、跡地等の立地条件や価値を十分に活かすために、活用にあたっては民間活力により整備・運営を行うこととしています。

【位置図】



土地利用方針の基本的な考え方

緑豊かな居心地のよい空間の創出や、多世代が集い、交流し、多様なアクティビティを促す空間として活用し、地域の課題解決や賑わいの創出・魅力の向上を図る。

○災害時のリスクに対応するため、オープンスペースを確保するとともに災害時には地域への貢献を図ることとする。

将来的な別用途での利用を見据え、売却せずに当面の間、貸付けることとする。

活用にあたっては民間活力により整備・運営を行うこととする。

2. 民間活用の導入検討の経過

平成 29(2017)年度～ : 地元商店街や町内会など地域との意見交換会等の実施
地域交流機能や防災機能の導入、子どもが遊べる広場等の整備、周辺の住環境に配慮した建物規模などについて意見

平成 30(2018)年 12月 : サウンディング型市場調査の実施
市が提示した前提条件に沿う提案が複数あり、一定の事業可能性を確認

令和 2 (2020)年 2月 : 総合自治会館跡地等の活用に係る土地利用方針の策定
公募条件の整理等を行うため、公募要項案を提示した上で、事業者等に対しサウンディング調査を実施

3. 今後の事業者選定等の流れ

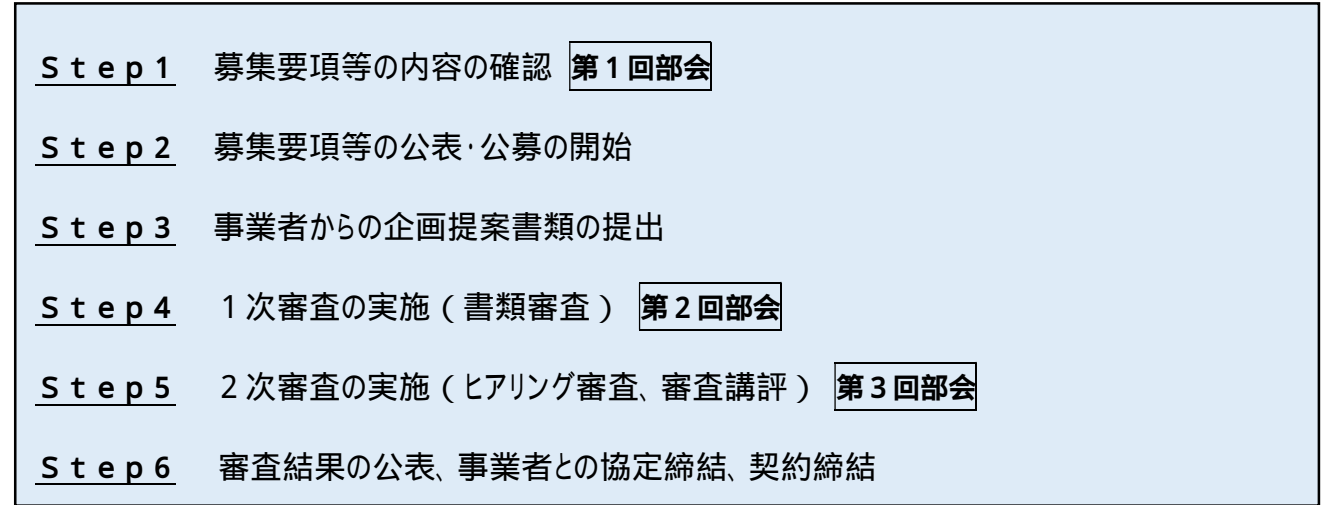
民間活用（川崎版PPP）推進方針に基づき、提案審査の公正性、透明性、客観性を確保する観点に加え、提案内容に対する専門的視点を有する学識経験者等第三者の意見を聴取しながら手続きを進める必要があることから、民間活用推進委員会に本委員会委員及び臨時委員からなる「総合自治会館跡地等の活用に関する民間提案審査部会」を設置し、審査基準等の確認、事業者提案の審査等を実施します。

川崎市民間活用推進委員会

【所掌】
公共サービスの提供における民間事業者の活力の活用に関する方針その他民間事業者の活力の活用の推進のために必要な事項に関して調査審議すること

【委員】
 足立 慎一郎 日本政策投資銀行 地域企画部長
 安登 利幸 亜細亜大学 教授
 伊藤 麻里 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
 川崎 一泰 中央大学 教授
 保井 美樹 法政大学 教授

民間提案審査部会
 本委員会委員及び臨時委員で構成



4. 今後のスケジュール

